

別添

開業者部会組織のあり方に関する協議概要

・日時： 平成 15 年 10 月 30 日（木） 17：00～19：00

・場所： 日本獣医師会・会議室

・出席者： 稲庭政則（日本獣医師会産業動物開業担当職域理事、群馬県獣医師会会長、全国産業動物開業獣医師協議会会長）岡本有史（日本獣医師会小動物開業担当職域理事、日本小動物獣医師会副会長）近藤信雄（岐阜県獣医師会会長、全国産業動物開業獣医師協議会副会長）中川秀樹（日本獣医師会地区理事、横浜市獣医師会会長）手塚泰文（日本獣医師会地区理事、東京都獣医師会副会長）細井戸大成（大阪市獣医師会副会長、日本動物病院福祉協会専務理事）西間久高（日本獣医師会小動物委員会委員長、北九州市獣医師会会長）
五十嵐幸男（会長）辻 弘一（副会長）大森伸男（専務理事）朝日光久（事務局長）古賀俊伸（事務局次長）

・議題：

- 1．開業者構成獣医師の職域活動に係る部会制の導入等について
(1)検討の経緯について（説明）
(2)部会制の基本的な考え方について（説明）
- 2．今後のスケジュールについて

・会議の概要：

会議の冒頭、五十嵐会長の挨拶に引き続いて事務局から出席者の紹介が行われた後、議事に入ったが、その概要は以下のとおりであった。

【議題 1：開業者構成獣医師の職域活動に係る部会制の導入等について】

1．検討の経緯について（説明）

- (1) 開業者部会組織に関する検討の経緯について、大森専務理事から、概要以下のとおり説明が行われた。

《ア．現時点における定款上の構成獣医師の位置づけについて》

日本獣医師会は、地方獣医師会を会員とする団体会員制を基本とする組織体制の中で、地方獣医師会を構成する獣医師を本会の構成獣医師として位置づけており（平成 15 年 6 月の第 60 回通常総会で定款施行細則の一部を改正済み）、構成獣医師を学会の正会員とするほか、獣医師生涯研修事業、獣医師福祉共済事業等各種事業への直接参加の対象と

するとともに、構成獣医師に対し、本会事業等に係る各種情報の提供（会報、会誌の送付等）等を行っている。

《イ．組織財政委員会における今後の組織運営に関する検討について》

日本獣医師会の今後の組織の運営等については、先の組織財政委員会において検討がなされ、その答申の中で、構成獣医師のうち、開業者（飼育動物診療施設に勤務する獣医師を含む。）については、本会の中に職域活動の場を設け、また、財政運営については、構成獣医師割り会費の種別設定や構成獣医師直接参加型の事業活動と受益者負担の考えを念頭に現実的な対応を図る必要があるとされた。（ただし、団体会員制の枠組みは堅持する。）

《ウ．組織財政委員会答申を踏まえた検討について》

本件の対処については、これまで、理事会、全国獣医師会会長会議及び総会等において検討、協議を行い、以下の事項と検討のスケジュール（別紙１）が決定された。

- (ア) 本会の組織は、地方獣医師会を会員とする団体会員制を基本とするが、開業者である構成獣医師の職域対策の一環として、部会組織を設けることとし、本会組織における部会制の導入について検討する。
 - (イ) 部会組織の位置づけと具体的枠組みは、理事会において協議、検討のうえ決定する。
 - (ウ) 部会制の検討状況については、地方獣医師会に逐次伝達して組織内合意形成を図るとともに、獣医師が組織する他の関係団体等とも意見の調整等を行って、本会の部会組織が全国の開業者の組織的、かつ、公益的な事業活動を代表する場として機能するように配慮する。
 - (エ) 部会制の導入は、本会組織における開業者以外の職域活動及び学会活動に影響を及ぼすものではなく、むしろ本会の職域活動のより一層の活性化を目指すことにある。
 - (オ) 会費の算定については、組織財政委員会答申の考え方を念頭に、部会制の導入等の組織のあり方の検討と併せて検討を進める。また、本件に関する理事会等の検討状況については逐次地方獣医師会に伝達する等により、組織内合意形成を図る。
- (2) 上記説明の後に質疑が行われたが、その概要は以下のとおりであった。

「上記ウの(ウ)において『獣医師が組織する他の関係団体等との意見の調整』とあるが、他の関係団体に日本小動物獣医師会は含まれるのか。」との質問については、大森専務理事から「含まれる。日本小動物獣医師会以外にも獣医師の組織する団体（中央団体）として、現時点では全国産業動物獣医師協議会、(社)日本動物病院福祉協会を念頭においており、本日の会議にも代表する者に出席していただいた。また、今後必要があれば、それ以外の団体と調整を図ることも考える。」旨回答された。

2. 部会制の基本的な考え方について（説明）

- (1) 以上の経緯を踏まえて、現時点における部会制の基本的な考え方の案について、大森専務理事から、概要以下のとおり説明が行われた。

《ア．部会制の目的及び組織上の位置づけについて》

- (ア) 部会は、構成獣医師の職域活動と密接に関係する「獣医事の向上に関する事項」等の事業を、会員である地方獣医師会に加え、構成獣医師の直接的な活動を通じて達成することを目的として設置する。
- (イ) 部会は、専門委員会等の分野別の組織及び全国獣医師会会長会議等とは別組織とすることとし、職域別の組織として新たに導入する。
- (ウ) 部会は、本会の三学会と同様定款に基づき設置する組織とし、多岐にわたる獣医事に関する事項について、各職域の構成獣医師の直接的な活動を通じて円滑な事業運営を確保するための運営機関として位置づける。

《イ．部会の構成、機能、運営、事業内容等について》

- (ア) 部会の構成等に係る細部規定は、細則において定めるが、必要に応じ、会長はその他の細部事項を理事会の承認を受けて定める。
- (イ) 部会の構成等は、以下のとおりとする。
定款に定める部会として「開業部会」を置く。また、名称は仮称であるが、「開業部会」は、「産業動物開業者部会」と「小動物開業者部会」により構成する。
「開業部会」は構成獣医師のうち、本会職域コード分類に基づき、産業動物開業者及び個人開業産業動物診療施設における勤務者（産業動物開業部会）、小動物開業者及び個人開業小動物診療施設における勤務者（小動物開業部会）により構成する。
「開業部会」を構成するとされた構成獣医師については、構成獣医師のすべてが「学会」の会員になるのと同様に、「部会」を構成することとなる構成獣医師のすべてを「開業部会員」と称することとする。
「開業部会」に協議機関として「全国開業部会員協議会（仮称）」を置く。
- (ウ) 部会の機能等は、以下のとおりとする。
団体会員制を基本とする組織の下において、開業者の職域に係る事項について、できる限り「開業部会員」の自律性が発揮し得る機能を付与する。
「開業部会」に係る事業運営方針の検討・協議機関として、「産業動物開業者部会」及び「小動物開業者部会」にそれぞれ「企画運営委員会」を置く。
企画運営委員会は、各地区ごとにそれぞれ選出した者及び会長があらかじめ副会長及び関係する部会長と協議の上選出した者により構成する。
企画運営委員会のもとに専門事項の調査・検討及び職域活動を推進するための事業推進委員会（仮称）を複数置く。
事業推進委員会の委員、運営等に関する細部事項は、理事会の議決を経て別に定めることとするが、委員の選出、事業運営等については、できる限り部会の独自性が

発揮できるよう、また、本会の他組織との有機的連携が可能となるよう配慮する。全国開業部会協議会には、あらかじめ定めた員数の者を地方獣医師会が選出のうえ出席を求めるとし、同協議会は、企画運営委員会の定める事業実施方針に関する意見交換、協議や職域活動を行う場とする。

(エ) 部会の運営等については、以下のとおりとする。

「開業部会」は、会長が統括し、副会長がこれを補佐する体制とする。

「産業動物開業部会」及び「小動物開業部会」にそれぞれ部会長を置くこととし、部会長にはそれぞれ開業（産業動物）担当理事と開業（小動物）担当理事を充てる。企画運営委員会には部会長、委員の他、会長、副会長、専務理事が出席することとし、必要に応じ、学識経験者等の出席を求める。

企画運営委員会に委員長及び副委員長を置くこととし、委員長には部会長があたり、副委員長は委員の互選により選出する。

全国開業部会協議会の座長は、部会長が勤める。

(オ) さらに、本会の組織における開業部会の位置づけ及びその内部の組織に関するチャート（別紙2及び別紙3）、現時点で考えられる開業部会の事業内容が例示として示された（別紙4）。

《ウ．部会制の導入に伴い新たに検討を要する事項について》

上記ア及びイを踏まえ、部会制の導入に伴い、新たに以下の事項について検討する必要がある。

部会長を務めることとなる職域担当理事〔開業（産業動物）担当及び開業（小動物）担当〕の選任方法については、各地区の推薦母体（地区理事推薦母体9地区）からそれぞれ1人の候補者を推薦し、推薦された候補者が複数となった場合は、候補者の互選により最終候補者それぞれ1人を選出し、当該候補者について総会の承認を受けて選任する。

現行の専門委員会の位置づけ等については、現行の会長の諮問機関から、事業の円滑な運営を確保するための検討機関に変更するとともに、その審議事項、関係する職域理事の出席等に関する規定を整理する。

学会等他の内部組織との連携・調整等については、特に、学会、研修会、調査活動等の企画推進・活性化とともに、構成獣医師（開業部会員）に対する顕彰制度等の充実整備を図る。

事務局の事務処理対応等の整備については、担当制の拡充整備による事務の円滑化、職員体制の整備・強化、部会執行部及び委員等との事務の分担等について検討する。

地方獣医師会との連携・調整等に関し、部会制は、本会組織の団体会員制の枠組みの中で導入するものである。したがって、その導入により本会と地方獣医師会の関係を希薄にするものではなく、部会活動と地方獣医師会の関係職域活動と連携することにより地方獣医師会活動の活性化に資するものであることを明確にする。

獣医師が組織する他の団体等との関係については、部会制導入により本会組織体制の整備を行うことを前提に、獣医師が組織する他団体との連携・協調を図るほか、他団体の意向によっては本会部会への合流も視野に入れる。

部会組織の運営と財政に関し、部会運営に要する経費については、本会一般会計等の予算において所要経費を、「開業部会の運営に要する経費（仮称）」として他の経費とともに理事会承認、総会議決を経て計上し、その範囲内で執行し、監査を受ける。また、構成獣医師割会費の算定については、1のウの(オ)で述べた方針に従って対処する。

(2) さらに、辻副会長から、「開業者の部会制は、時代の変遷に伴い開業獣医師が関わる職域の情勢が変化してきたことを踏まえ、これに対応するための方策として検討がなされてきたものであり、提示した案は、部会組織が地方獣医師会、学会等現行体制において位置づけられている組織と相互に関連して発展していくことに重点を置き、配慮したものである」旨の説明が行われた。

(3) 上記説明について質疑が行われたが、その概要は以下のとおりであった。

《ア．会費の徴収と構成獣医師、部会員の位置づけについて》

(ア) 「これまで、構成獣医師割の会費として構成獣医師に一律の会費水準を設定していたが、今後は別途、部会員という立場に位置づけ、二重に会費を徴収することになるのか」との質問については、大森専務理事から「会費については、現在の構成獣医師割会費の枠組みの中で部会構成者分についてはその員数に応じた部会費相当額の上積み分を追加することが考えられるが、いずれにせよ、部会制の組織、機能、役割を固めることを先決に、その後、関係者との合意形成を計りながら、受益者負担の考え方を念頭に会費のあり方を整理していきたい。また、構成獣医師と部会員の位置づけは、慎重に検討する必要があるが、既に定款及び細則においては、会員を構成する全ての獣医師が構成獣医師として統一的に位置づけられている。したがって、統一的部分で権利・義務を行使する構成獣医師と、この中で部会というプラスアルファの土俵を有する構成獣医師とで整理していくことかと思う」旨回答された。

(イ) 「構成獣医師の中に『部会員としての会費を徴収される者』と『部会員としての会費を徴収されない者』という差が生じるのは好ましくない。開業部会に加え、勤務部会も設けて、全ての構成獣医師を部会員としたほうがよいのではないか」との質問については、大森専務理事から「すべての構成獣医師（地方獣医師会を經由して日本獣医師会の活動に参加）が同時に部会員（直接日本獣医師会の活動に参加）ということになると、団体会員制と個人会員制が並列することになり、本会及び地方獣医師会ともに組織強化等の点で支障を生じる恐れがある。公務員等の勤務獣医師がどの程度の額の部会費を負担できるかという問題もある」旨、また、事務局からは「部会費を上乗せして徴収するのではなく、構成獣医師割会費に区分を設けてその額に格差をつける方法もあるので、技術的な事項については検討したい」旨説明があり、具体的な実施方法については、今後の検討に委ねることとされた。

(ウ) 「動物診療施設に勤務する獣医師に、開業獣医師と同様に部会費を負担させることは、困難である」との意見に対しては、事務局から「開業者と勤務者の間で会費の額に差をつけることにより、勤務者の負担を軽減することが考えられている」旨説明された。

《イ．部会の名称について》

「動物診療施設を開業する獣医師に加え、そこに勤務する獣医師も部会員とするのであれば、開業部会（小動物者開業部会＋産業動物開業者部会）という名称は好ましくない。臨床獣医師部会（小動物臨床獣医師部会＋産業動物臨床獣医師部会）としたほうがよいのではないか」との意見に対して、辻副会長から「医師会における会員の区分にも同様の表現があり、開業者、勤務者を含めて「開業」とされているようである」との説明があり、さらに、大森専務理事から「動物診療施設の開業者及び勤務者を『開業者』とよぶことは、獣医師会組織の中では、本会、地方会ともに定着していると考えている。部会の名称を『開業部会』とすることにこだわりがあるわけではないが、新しい名称にすることによって、地方獣医師会内部で混乱を招かなければよいと考える」旨回答された。

《ウ．部会の自立性と部会活動に係る経費について》

「職域理事が部会長にあたるということになれば、部会活動自体が日本獣医師会理事会の管理下に置かれ、『部会の自立的な活動を促す』という趣旨に反することにはならないか」との質問に対して、大森専務理事から「部会の活動であっても、それは本会事業の一環をなすものであり、その活動に関する経費については、見込まれる所要額の総額を理事会で承認し、総会の議決を経て一般会計予算の中で部会費として計上し、部会が定める事業実施計画に沿った形で部会が判断して支出する等、部会の自立的な運営ができるよう工夫したい」旨説明され、また、辻副会長から「部会員からの会費に相当する部分は、全て部会活動に係る諸経費のために支出するということで理解願いたい」旨補足説明された。

《エ．獣医師が組織する他の団体との関係について》

(ア) 「日本小動物獣医師会の法人化と今回の部会設置の間に関連があるのか」との質問に対して、辻副会長から「基本的には関連はない。ただ、これまで日本獣医師会の中に開業者が自立的に活動できる場がなかったが、部会が設置されれば、開業者の構成獣医師の全てが部会において職域にかかわる公益活動の実働部隊として機能しえることとなるということである。部会組織の中でこれまで日本小動物獣医師会が培ってきたノウハウを生かしてもらいたい」旨回答された。また、別の出席者からは、「法人を運営していてよくわかるが、新たに法人を目指すメリットは何もないし、法人化を目指す気持ちが理解できない」、「日本獣医師会の部会制の導入により、日本小動物獣医師会の大方向の役割は終わることになる」等の意見が出された。

(イ) 日本獣医師会の財政状況が厳しさを増す中で、一部の構成獣医師の間で、このたびの部会制の設置は、日本小動物獣医師会の会員を取り込んで新しい財源を確保しようとする考えがあるのではないかと、とする意見もあるがいかがかと、この質問に対して、辻副会長から、「基金活用は、地方獣医師会の財政状況もあり、現状のままでは会費の値上げ等の措置がとりにくかったことから、一時的に行った措置である。組織財政委員会の答申においても、基金の活用は年限を切って、限定的に行うよう答申がなされたところであり、部会の設置は質問にあったような趣旨で行うものではない」旨回答

された。

- (ウ) 「『日本小動物獣医師会』、『日本動物病院福祉協会』等の団体に対しては、競合するのではなく、日本獣医師会が中心になってこれらの団体の活動を調整し、その力を集約して社会に提供する方向で進めていただきたい。そのためにも、ぜひ、これらの団体と日獣の間で協議の場を設けていただきたい。」との要望に対して、大森専務理事から「当然の要望であり、部会制の目的の1つもそれにある。このため、本日は他の団体の関係者に集まっていたら、協議を行っているところである。」また、辻副会長から「日本獣医師会としても、他の獣医師団体を大事にして、共に活動していきたいと思っている。ただし、獣医師、獣医師団体を所管する農林水産省への窓口は日本獣医師会に一本化されていることをご理解いただきたい。また、個々の団体には、それぞれ設立の趣旨があり、認可されている公益法人にはその目的があるので、それを逸脱した活動を行うことは制約されることを理解していただきたい。」との回答があった。
- (エ) 「全国産業動物開業獣医師協議会としては、部会制の導入を受けて協議会としての対応をどのように考えているか」との質問に対して、協議会会長から「今後、組織内部の意見集約を図るが、協議会としては、日本獣医師会の部会の中で、部会活動として対応していく考えである」旨回答された。

【議題2：今後のスケジュールについて】

最後に、大森専務理事から、「本日示した部会制導入に関する基本的な考え方(案)については、出席者の了承をいただいたものと理解する。本件については、細部を調整したうえで、12月3日開催予定の日本獣医師会理事会に上程し、さらに協議を重ねたいと考える。本日の出席者のうち、日本小動物獣医師会、社団法人日本動物病院福祉協会及び全国産業動物開業獣医師協議会の会長、副会長等の幹部の方においては、各組織において、本日の協議経過を報告し、了承を得ていただき、そのうえで意見があれば、すみやかに日本獣医師会事務局に連絡願いたいこと」を確認して閉会した。